

◎新潟県告示第453号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和6年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

地域区域	埋立地の区分
上越市大字上荒浜字陸付 18 番、19 番 2 の一部、19 番 6 の一部、20 番の一部、42 番 1 の一部、42 番 2 の一部、42 番 3 の一部及び 48 番 4 の一部 上越市大字上荒浜字塩場 16 番 1 の一部及び 16 番 3 上越市大字上荒浜字荒原 14 番 2 の一部、14 番 5 の一部、35 番の一部、41 番 22 の一部、47 番の一部、47 番 1 の一部及び 47 番 2 の一部 上越市大字黒井字釜前 2235 番 2 の一部 上越市大字黒井字青山 2260 番 1 の一部 上越市大字下荒浜字冥加場 982 番 4 の一部、982 番 12 の一部、982 番 118 の一部、1004 番 1 の一部、1005 番 1 の一部、1005 番 4 の一部、1005 番 8 の一部及び 1005 番 9 の一部 上越市大字下荒浜字砂取場 983 番 2 の一部、1003 番 1 の一部、1003 番 3 の一部、1003 番 4 の一部及び 1006 番の一部 上越市大字下荒浜字居所 935 番 1 の一部、936 番 1 の一部、936 番 2 の一部、937 番 1 の一部及び 937 番 2 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号